

2021年7月1日以降保険始期用
(2023年1月版)

契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。保険契約者以外の被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 | 商品の仕組み

1. 商品の仕組み

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」(パーソナル生活補償保険)は、保険期間中に被保険者(補償の対象となる方)がケガにより死亡した場合を基本補償とする保険です。

2. 被保険者の範囲

- (1) 被保険者本人としてご加入できる方は、始期日時における年齢が満89才以下の方となります。
- (2) 傷害事故の被保険者の範囲は、次のとおりです。ご希望の型をお選びください。ただし、始期日時における被保険者の年齢が満70才以上満89才以下の場合は本人型のみとなります。なお、同居・別居の別や続柄は、保険金支払事由発生時のものをいいます。住民票上は同居となっていないも実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

型	被保険者の範囲		
	本人(注1)	配偶者(注2)	同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子
本人型	○	—	—
家族型(注5)	○	○	○

- (3) 個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型)における被保険者の範囲は、次のとおりです。
 - 本人 ●本人の配偶者(注2)
 - 本人またはその配偶者(注2)の同居の親族(注3)・別居の未婚(注4)の子・別居の父母
 ※被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- (4) ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約における被保険者は、保険申込書の被保険者欄に記載された方で、かつ、アマチュアゴルファーの方となります。
 - (注1) 本人とは、保険申込書の被保険者欄に記載の方をいいます。
 - (注2) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 - (注3) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 - (注4) 未婚とは、これまでに婚姻歴のないことをいいます。
 - (注5) 家族型では、「本人またはその配偶者(注2)の同居の親族(注3)または「本人またはその配偶者(注2)の別居の未婚(注4)の子」をいいます。

2 | 基本となる補償 等

- (1) 基本となる補償
「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」**1**をご参照ください。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。
- (2) 主な特約の概要
「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」**2**をご参照ください。
- (3) 保険金額の設定
保険金額の設定については、次の点にご注意ください。また、お客さまの保険金額は、保険申込書をご確認ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

事故が起こった場合は

あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター

日本生命お客さま専用ダイヤル

0120-721-101 (無料)

0120-39-1012 (無料)

- 受付時間[平日9:00~17:00]
- 土日・祝日および年末年始は休業させていただきます。

- 受付時間[24時間365日]
- おかけ間違いにご注意ください。

- このパンフレットは「ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて取扱代理店または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券(ペーパーレス保険証券を選択したお客さま)は、「ご契約内容 確認方法のご案内(「ID/パスワード」通知)ハガキ」が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、当社または当社委託会社の担当者がご連絡・訪問することがあります。
- 「ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」」は傷害補償特約または傷害補償(疾病起因・心神喪失起因傷害補償型)特約をセットしたパーソナル生活補償保険のペットネームです。
- 取扱代理店は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

ご契約に関するご連絡・お問い合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター

0120-95-0055 (無料)

ご契約に関するお問い合わせについては、右のコードもしくは当社ホームページ(<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>)からご確認いただくか、上記までご連絡ください。

【ご注意いただきたい事項】

- プライバシー保護のため、ご契約に関するご連絡・お問い合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
- ご契約内容やお申し出内容によって、担当職員によるお手続きとなる場合もあります。

アクセスはこちら



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

- ご相談・お申込

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

大好評!

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモルの

の

豆知識



あいおいニッセイ同和損保

日常生活には多くの賠償リスクがひそんでいます。

自転車で駐車中の他人の車に傷を付けてしまった



買い物中に商品を落として壊してしまった



飼い犬が他人に噛みついてケガをさせてしまった



間違っ線路へ侵入してしまい電車運行を止めたしまった(日本国内のみ)



※上記事例でも、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金が支払いの対象となりませんのでご注意ください。

もしこのような事故の加害者となった場合、損害賠償責任が生じ、賠償額が数千万円と高額になることも・・・

判決認容額(注)

9,521万円

■ 事故の概要

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、2013年7月判決)

※一般社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか?自転車事故の実態と備え」より



(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

自転車保険の加入義務化が進んでいます。

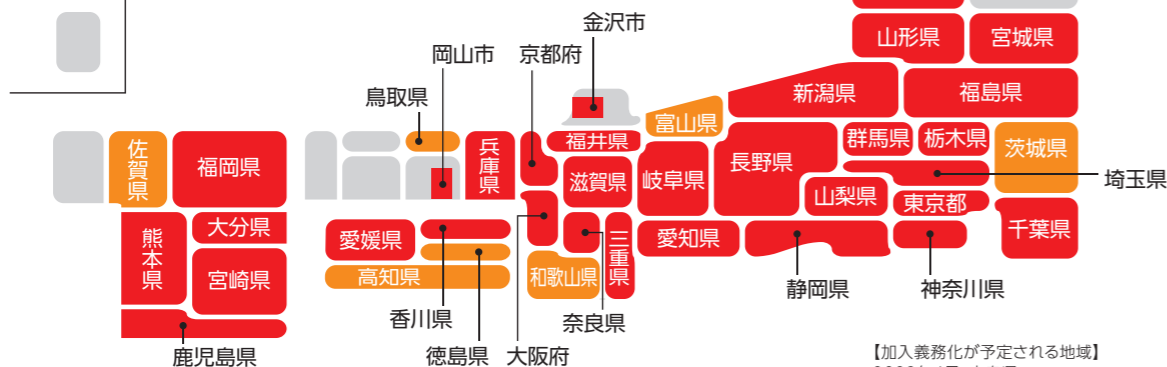
自転車の重大事故が増えていることから、「被害者の保護」と「加害者の経済的負担軽減」のため、高額賠償に備える保険の加入を義務化する自治体が増えています。

加入が義務付けられるのは、その自治体に住んでいる場合はもちろん、通勤・通学等でその自治体を通る場合も含まれます。

●自転車保険の義務化の条例を定めている主な自治体

自転車保険の加入を義務化する自治体は年々増えてきています。お住まいの地域・自治体の状況をご確認ください。

- 加入を「義務」とする自治体
- 加入を「努力義務」とする自治体



【加入義務化が予定される地域】
2023年4月: 広島県
2022年11月: あいおいニッセイ同和損保調べ

日本生命グループでのみご加入いただけます。

※日本生命グループのうち、日本生命保険相互会社およびニッセイ保険エージェンシー株式会社のみ取扱いがございます。

ニッセイ個人賠償プラン

まるごとマモル

日常生活のさまざまな賠償事故に備える保険です。

こちらの動画もご覧ください。



ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』の特長

～個人賠償責任の補償を重視したプランです～

POINT 1

日常生活における賠償事故を無制限で補償(示談交渉サービス付)^(注1)します!

(注1)日本国外での事故に対しては、支払限度額3億円、示談交渉は対象外となります。

POINT 2

同居のご家族、別居の未婚^(注2)のお子さまに加え、別居の父母^(注3)の賠償事故まで補償します!

(注2)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3)被保険者本人およびその配偶者の別居の父母の方も対象となります。



POINT 3

各自治体の自転車保険加入条例にも対応しています!

各自治体が加入を促進している「自転車事故の賠償に備える保険」には、自転車保険だけでなく、ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』も含まれます!

POINT 4

24時間365日示談交渉^(注4)が可能です!

(注4)話し合いでの解決が困難な場合など、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

POINT 5

基本プランの場合、年間保険料1,990円でご家族全員の賠償リスクを補償します!

基本プランの場合、家族全員でひと月あたり約166円!

年間保険料 1,990円! (基本プランの場合)

ニーズにあわせて、右記の特約もセットできます!

携行品損害補償特約 (1事故限度額型)



ホールインワン・アルパトロス費用補償特約



補償内容については 3~4 ページへ

さらに!

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』と自動車保険『無事故祝金付ロング』をセットでご加入いただくと、

『無事故祝金付ロング』の保険料が 2%割引 になります!

※自動車保険『無事故祝金付ロング』の始期日時点で有効なニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』のご契約があり、保険契約者が同一かつ取扱代理店が同一の場合に割引適用となります。

無事故祝金付ロングの特徴は 6 ページへ

まるごとマモルのご契約プランと保険料

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」は、被保険者本人の年齢により選択できるプランが異なります。

被保険者本人の年齢が満69才以下の場合

補償項目	保険金額	基本プランの補償内容				オプションプランの補償内容			
		①基本プラン	②携行品プラン(本人型)	③携行品プラン(家族型)	④ゴルフプラン(本人型)	②携行品プラン(本人型)	③携行品プラン(家族型)	④ゴルフプラン(本人型)	
個人賠償責任危険保険金	無制限 (日本国外:3億円) (免責金額:0円)	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	
傷害死亡保険金 (注1)	10万円	本人	本人	本人 (注2) 家族	本人	本人 (注2) 家族	本人	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	
携行品損害保険金	20万円 (免責金額:1事故3,000円)		本人	本人 (注2) 家族	本人	本人 (注2) 家族	本人	ゴルフプランでは(家族型)は選択できません。	
ホールインワン・アルパトロス費用保険金	20万円						本人		
年間保険料(一時払)		1,990円	3,140円	4,410円			6,400円		

被保険者本人の年齢が満70才以上の場合

補償項目	保険金額	基本プランの補償内容				オプションプランの補償内容			
		①基本プラン	②携行品プラン(本人型)	③携行品プラン(家族型)	④ゴルフプラン(本人型)	②携行品プラン(本人型)	③携行品プラン(家族型)	④ゴルフプラン(本人型)	
個人賠償責任危険保険金	無制限 (日本国外:3億円) (免責金額:0円)	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母	本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母		本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母		本人 (注2) 家族 (注3) 別居の父母		
傷害死亡保険金 (注1)	3.5万円	本人	本人		本人		本人		
携行品損害保険金	20万円 (免責金額:1事故3,000円)		本人		本人		本人	ゴルフプランでは(家族型)は選択できません。	
ホールインワン・アルパトロス費用保険金	20万円						本人		
年間保険料(一時払)		1,990円	3,140円				6,400円		

(注1)ニッセイ個人賠償プランでは、ケガによる後遺障害(傷害後遺障害保険金対象外特約セット)・入院・通院は補償の対象外となります。
 (注2)「家族」とは、①本人の配偶者、②本人またはその配偶者の同居の親族(注4)、③本人またはその配偶者の別居の未婚(注5)の子をいいます。
 (注3)「別居の父母」とは、本人またはその配偶者の別居の父母のことをいいます。(注4)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (注5)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 ※1上記プラン以外の引受けはできません。※2保険契約期間の途中で、プランの変更はできません。※3この商品に被保険者本人としてご加入いただける方は、始期日時点における年齢が満89才以下の方となります。なお、ご家族および別居の父母の方については年齢制限はありません。
 ●このパンフレットに掲載の保険料は2023年1月現在の保険料に基づくものですので、保険料の改定等により変更となる場合があります。

[サービスのご案内] この商品には、次のサービスがセットされます。

- 生活安心サポート
- 健康・医療ご相談(健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供)
- ホームヘルパーサポート(ホームヘルパー業者のご紹介)
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談(法律のご相談/税務のご相談)

※1サービスをご利用いただける方は保険契約者となります。保険契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は被保険者となります。※2保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。※3サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。※4サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。※5サービスは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。※6上記はサービスの概要を記載したものです。サービスの詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「サービスガイド」でご確認ください(ペーパーレス保険証券を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認ください)。※7上記はサービスの概要を記載したものです。サービスの詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「サービスガイド」でご確認ください(ペーパーレス保険証券を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認ください)。※8LINEおよびLINEロゴは、LINE株式会社の商標または登録商標です。※9「かぞくの災害掲示板」は、始期日時点における被保険者本人の年齢が満70才以上の方にご加入いただくプランのみ付帯されます。

- かぞくの災害掲示板
- 「異常気象情報等通知」サービス(気象情報に加え、熱中症情報やメールやLINEでお知らせ)
- 「掲示板」サービス(被保険者とご親族が簡単に安否情報を共有)

※1サービスをご利用いただける方は被保険者、被保険者が利用を許可した方となります。※2「異常気象情報等通知」サービスのご利用にあたっては、スマートフォンまたはパソコンでの利用者登録が必要となります。※3利用者登録は被保険者の承認を得た方が代理で登録することも可能です。※4サービスは、利用者に事前に通知することにより、内容を変更、追加、中止または廃止することがあります。※5サービスは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。※6上記はサービスの概要を記載したものです。サービスの詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「サービスガイド」でご確認ください(ペーパーレス保険証券を選択いただいた場合には、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえご確認ください)。※8LINEおよびLINEロゴは、LINE株式会社の商標または登録商標です。※9「かぞくの災害掲示板」は、始期日時点における被保険者本人の年齢が満70才以上の方にご加入いただくプランのみ付帯されます。

まるごとマモルの補償内容



基本プランの補償内容

個人賠償責任危険保険金

偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、日本国内で電車を運行不能にしたりして法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
 ※業務遂行に直接起因する損害賠償責任は補償対象外です。(例:配達サービス中の自転車事故)

傷害死亡保険金

急激かつ偶然な外来の事故によってケガをし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。

オプションプランの補償内容

携行品損害保険金

外出中に、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品が、偶然な事故が原因で壊れたことなどにより損害を被った場合に保険金をお支払いします。(免責金額:1事故3,000円)
 ※1携帯電話、スマートフォン、電子マネー、眼鏡等保険の対象に含まれない物があります。
 ※2損害の額は、1回の事故につき、身の回り品1個、1組または1対あたり10万円、乗車券(定期券は補償の対象です)・現金等は5万円が限度となります。

ホールインワン・アルパトロス費用保険金

被保険者が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に、慣習として負担した費用を保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いできない場合があります。「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」または **5** ページを必ずご確認ください。

まるごとマモルは、保険金額も補償範囲も充実!

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」
 ○個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型)

保険金額	無制限	無制限	3億円	3億円
被保険者範囲	本人+家族+別居の父母	本人+家族	本人+家族	本人+家族

ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」
 個人賠償責任危険補償の被保険者範囲



※各保険契約にセットされている特約名は当社の特約名称(2023年1月時点)です。保険会社により、特約名が異なることがあります。
 (注1)日本国内の事故における限度額になります。(注2)「家族」とは、①本人の配偶者、②本人またはその配偶者の同居の親族(注4)、③本人またはその配偶者の別居の未婚(注5)の子をいいます。(注3)「別居の父母」とは、本人またはその配偶者の別居の父母のことをいいます。(注4)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注5)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています! 下記注意事項もご確認ください

お客さまのパソコンやスマートフォン等から「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。
 お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項
- 「ペーパーレス保険証券」はeco保険証券のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、eco保険証券となります。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。
- ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。
- ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。
- ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意していただくことが条件となりますので、あらかじめご了承ください。
- ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。

複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(ニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」以外の保険契約にセットされた特約や当社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、**保険料が無駄になることがあります**。補償内容の差異や保険金額等を確認し、**特約の要否を判断のうえ、ご契約ください**。
 ※1 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、**特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください**。
 ※2 **特に、個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型)の保険金額は無制限で設定していますので、他に同様の補償がないことをご確認ください**。
 次ページ「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」において、補償が重複する可能性がある特約に、**補償重複** マークを付けています。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』(パーソナル生活補償保険)の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。被保険者の範囲は、**契約概要のご説明**▶1.商品の仕組み▶2.被保険者の範囲をご確認ください。

1 傷害に関する補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
傷害死亡保険金 傷害補償特約(傷害補償(疾病起因・心身喪失起因・傷害補償型)特約)	保険期間中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日をきめて180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額 ※傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 ※傷害後遺障害保険金対象外特約がセットされています。 ※保険証券は「傷害死亡・後遺障害保険金額」と表示されます。

保険金をお支払いできない主な場合
a.次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用した運転中の事故 ・被保険者の脳疾患、病気または心神喪失(※1) ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産(※1) ・戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(※4) ・地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波 b.次のいずれかの場合については、保険金をお支払いできません。 ・入浴中の溺水。ただし当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。(※2) ・原因がいかなくとも誤嚥によって発生した肺炎 ・細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ・被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます。電線以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー-搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ・被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など (※1)始期日時における被保険者本人の年齢が満70才以上の場合は、保険金支払の対象となります。 (※2)始期日時における被保険者本人の年齢が満70才以上の場合は、疾病等による溺水の場合も保険金支払の対象となります。

2 各特約の補償内容

個人賠償責任危険保険金 (注1)(注2) 個人賠償責任危険補償特約(被保険者拡張型) 補償重複	①保険期間中の次のア.またはイ.の偶発的な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ②日本国内において保険期間中の次のア.またはイ.の偶発的な事故により、誤って連絡へ立ち上ってしまったこと等が原因で電線等を運行不能にさせ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ア.被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶発的な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶発的な事故	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者が損害賠償請求者に対して損害賠償を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額(注3)(0円) ※1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 ※日本国内での事故に対しては、支払限度額はありせん(保険金額は無制限です)。日本国外での事故に対しては、3億円が支払限度額となります。 ※損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。 ※上記計算により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意しない場合、正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。また、話し合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。
携行品書損保険金 (注2) 携行品書損補償特約(1事故限度額型) 補償重複	保険期間中の偶発的な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※1)に損害が発生した場合(※1)携行品とは、被保険者が住宅(敷地を含みます)外において携行している被保険者所有の身の回り品(※2)をいいます。ただし、約款所定の「保険の対象に含まれないもの」を除きます。 (※2)身の回り品とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する物(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。 ※補償対象外となる主な携行品は下記「携行品損害保険金の補償対象外となる主な携行品」欄をご覧ください。	損害の額 ● 免責金額(注3)(1事故 3,000円) ※1回の事故につき、携行品損害保険金額が限度となります。 ※損害の額は、修理費または保険価額(※1)によって決定します。また、損害の額は、損害の発生・拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額が限度となります。 ※損害の額は、1個、1組または1対あたり10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券、旅行券等)をいいます。ただし、定期券は含まれません)およびよく切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 ※携行品が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。 (※1)保険価額とは、再調達価額(※2)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(※3)を差し引いた額をいいます。(※4) (※2)再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (※3)減価額とは、保険の対象が現に使用されている場合で十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。 (※4)保険の対象が貴金属、宝玉石、書画、骨董、彫刻物等美術品である場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 (注2) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 補償重複	被保険者が日本国内のゴルフ場において、ゴルフ競技中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかった費用をお支払いします。 ●保険金をお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは次のとおりです。 日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上(1〜35以上のホール(ハーフ)を正期にラウンドした場合のもの)で次のいずれかに該当する場合 ①「同伴競技者」および「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」(注5)の両方が目撃(注7)したホールインワン・アルバトロス ②達成証明資料(ビデオ映像等)により、その達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス ※公式競技の場合、「同伴競技者」または「キャディ等の同伴競技者以外の第三者」(注5)のいずれかの目撃(注7)がある場合もお支払いの対象となります。(ご注意) 原則として、キャディを同伴しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金をお支払いの対象にはなりません。	次の費用のうち実際に支出した額 ①贈呈用記念品購入費用(※1) ②祝賀会に要する費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他償還として負担することが適当な社会貢献、自然保護(※2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の利用者に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります) (※1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特で作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。 ※保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 ※ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(当社、他の保険会社を問いません)ご契約の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。

(注1) この特約における被保険者の範囲は、本人・本人の配偶者・本人またはその配偶者の同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます)・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)をいいます)の子・別居の父母になります。また、被保険者が責任能力者である場合、その方に係る事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任能力者を監督する親族を被保険者として扱います。
 (注2) 他の保険契約等との関係でお支払いする保険金の額が制限されることがあります。
 (注3) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
 (注4) テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
 (注5) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
 (注6) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など
 (注7) 目撃とは、被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。達成後に呼ばれてカップインしたホールを発見した場合は「目撃」に該当しません。

携行品損害保険金の補償対象外となる主な携行品
①船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌー等)、航空機およびこれらの付属品 ②自動車(自動二輪車を含みます)およびその付属品(自動車用電子式航法装置、ETC車載器を含みます) ③原動機付自転車およびその付属品 ④自転車、雪上オートバイ、ゴーカート、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑤無人機、ラジコン機およびこれらの付属品 ⑥パソコン、タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ⑦携帯電話、スマートフォン、ポータブルナビ等の携帯型通信機器およびこれらの付属品 ⑧眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義足その他これらに類する物 ⑨動物および植物等の生物 ⑩株券、手形その他の有価証券(乗車券、定期券、通貨および小切手を含みます)、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネーその他これらに類する物 ⑪運転免許証、パスポート、帳簿、簿本(本などの原簿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、彫章、彫章、彫章、彫章その他これらに類する物。ただし、印紙については補償対象となります。 ⑫プログラム、データその他これらに類する物であって市販されていないもの など

ニッセイ個人賠償プラン『まるごとマモル』と自動車保険『無事故祝金付ロング』セットでご加入をおすすめします!

ニッセイ個人賠償プランとセットでご加入いただくと

2%割引!

「マモルで割引」
(個人賠償プラン加入者割引)

無事故祝金でうれしい! 『無事故祝金付ロング』
事故があっても安心!

等級(事故有係数適用期間):
契約初年度13等級(0年)

3年間、事故がなかったら**無事故祝金**を受け取れます!

無事故祝金でうれしい! (1年目年額保険料×10%)

万が一、保険期間中に事故があっても、契約時に定めた保険期間中の保険料は**満期まで変わりません!**

事故があっても安心!

無事故祝金付ロングでのご契約なら

「まとめて割引」と

上記「マモルで割引」(個人賠償プラン加入者割引)があわせて適用になります!

お車を2台以上お持ちの方はさらに割引! 『まとめて割引』(ノンフリート多数割引)

夫婦でも、親子でも、企業でも

ご契約台数に応じて保険料を割引!

ご契約台数	2台	3~5台	6台以上
まとめて割引割引率	3%割引 (例)一家で2台	4%割引 (例)一家で3台	6%割引 (例)会社で6台

無事故祝金付ロングでのご契約なら

「まとめて割引」と

上記「マモルで割引」(個人賠償プラン加入者割引)があわせて適用になります!

以下の①~③の条件がすべて「同一」であるご契約が2契約以上ある場合に、割引を適用します。

①取扱代理店
②各保険証券の始期日および満期日
③保険契約者

※長期分割払契約の場合

24時間365日事故対応サービス

深夜の事故現場で示談を迫られる、休日に相手の方から突然の連絡! そんなときも、あいおいニッセイ同和損保なら安心です!

深夜の事故!
相手の方から「修理代全額の支払い」を求められた!

相手の方から**休日**に突然の連絡! すぐに相談したい

24時間365日
事故対応サービスなら

相手の方とのやりとりも**当日中に対応!**

相手の方からの休日の間合わせにも**その日のうちに対応!**

(注) 話し合いでの解決が困難な場合など、当社は必要に応じて被保険者の同意を得たうえで当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

- 「無事故祝金付ロング」は「長期保険料分割払の無事故返戻金特約」がセットされた長期自動車保険のペットネームです。本特約をセットしないプランもご契約いただけます。[タフ・つながるクルマの保険]では選択いただけません。
- 「無事故祝金」とは「長期保険料分割払の無事故返戻金特約」における「無事故返戻金」のことをいいます。
- 次のすべての条件を満たすお客さまに、「無事故返戻金」としてご契約時の第1保険年度の年額保険料10%の金額を満期翌月の金融機関所定の期日にお支払いします。
 - 保険期間が満了し、かつ保険料を全額払い込んでいただいていること
 - 保険期間中、下記特約以外の事故がないこと(下記特約のみに係る事故については、事故件数に含めず、無事故返戻金をお支払いします。)
 対歩行者等傷害特約、犯罪被害事故特約、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、地震・噴火・津波[車両全損時定額払]特約、ロードサービス費用特約、代車補償拡張特約、車内外身の回り品特約、日常生活賠償特約、ファミリーバイク(人身傷害型)特約、ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約、弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約、企業・団体見舞費用特約、事業用積載物特約、運送業者受託貨物賠償特約
- 「マモルで割引」および「まとめて割引」は、無事故祝金の支払条件において無事故として取扱う上記特約等の特約保険料を除いた保険料に適用されます。
- このページは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「自動車保険の豆知識(タフ・クルマの保険編)」、「自動車保険の豆知識(タフ・ビジネス事業用自動車総合保険編)」、「自動車保険の豆知識(一般総合自動車保険編)」、「自動車保険の豆知識(はじめてのクルマの保険編)」および「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは取扱代理店または当社までご連絡ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または当社にお問合わせください。
- 「タフ・クルマの保険」「タフ・ビジネス事業用自動車総合保険」ははじめてのクルマの保険」はそれぞれ、「個人総合自動車保険」「一般総合自動車保険」「パーソナル自動車保険」のペットネームです。
- 「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険です。